

令和2年度 菊池市プレミアム付商品券換金要領（改正版）

1 使用期間

商品券の使用期間は令和2年9月19日（土）から令和3年1月31日（日）



※プレミアム付商品券は【裏面】に有効期限が令和2年12月31日と記載されていますが、上記の使用期間となりますのでご注意ください。購入者には販売時に市から説明。

2 請求期間

令和2年9月19日（土）から令和3年2月28日（日）まで

（土・日・祝祭日及び12月29日（火）～1月3日（日）を除く）

受付時間は9時から12時・13時から15時00分までとします。

※ 請求期限を過ぎてからの換金請求には一切応じられませんのでご注意ください。

3 換金請求先

菊池市商工会本所のみ 菊池市隈府884-1 ☎0968-25-1131

4 請求方法

令和2年度菊池市プレミアム付商品券換金請求書（別紙）に必要事項を記入のうえ、使用済商品券（裏面の「商品券取扱店名」欄に店印等を押印のこ）を添付し、ご持参ください。

5 支払方法・時期

① 換金は、参加店（取扱店）登録時にご記入いただいた口座への振り込みとなります。現金での換金には応じかねますのでご了承ください。

② 商品券の換金代金のお支払いは、受けつけた日より3営業日までにはご指定の口座へお振込みを予定しています。また、午後の換金手続きご依頼分は、翌日受け扱いとさせていただきます。金融機関が休業日にあたるときは、翌営業日の振り込みとします。

※なお年末年始、令和元年12月29日（火）～令和3年1月3日（日）は休業日のため、お支払いは令和2年1月4日（月）以降になります。

③ 換金手数料は無料となります。

※めぐるん券取扱店舗で自動登録となっている事業所についても必ず登録申請書の口座情報の登録を事前に行っておいてください。

6 その他

- ・本要領に定めのない事項については、菊池市と商工会と協議のうえ事務処理を行います。
- ・換金請求書はお手数ですが、コピーしてお使いいただくか、換金手続きに来られた際に、事務局よりお持ち帰りください。

【お問合せ先】

菊池市商工会 菊池市隈府884-1 ☎0968-25-1131